

(公 印 省 略)

国 医 第 5 6 1 号

令 和 6 年 8 月 2 3 日

各 保 険 医 療 機 関 の 長 殿

大 分 県 福 祉 保 健 部 国 保 医 療 課 長

令 和 7 年 度 医 療 療 養 病 床 転 換 に 係 る 状 況 調 査 に つ い て (依 頼)

平 素 よ り、本 県 に お け る 医 療 費 適 正 化 の 推 進 に つ き ま し て は、ご 理 解 と ご 協 力 を 賜 り 厚 く お 礼 申 し 上 げ ま す。

さ て、県 で は、高 齢 者 の 医 療 の 確 保 に 関 す る 法 律 附 則 第 2 条 の 規 定 に 基 つ い て 行 う 医 療 療 養 病 床 か ら の 転 換 助 成 事 業 に つ い て、令 和 7 年 度 病 床 転 換 整 備 計 画 書 を 作 成 す る こ と と い た し ま し た。転 換 の 予 定 及 び 補 助 金 の 希 望 状 況 を 把 握 し 予 算 編 成 時 の 参 考 と す る た め、下 記 の と お り 調 査 を 実 施 し ま す。ご 多 忙 中 誠 に 恐 縮 で す が、電 子 申 請 シ ス テ ム か ら の ご 回 答 に ご 協 力 を お 願 い い た し ま す。

な お、本 調 査 は 補 助 を 確 約 す る も の で は あ り ま せ ン が、令 和 7 年 度 に 補 助 金 を 活 用 し 転 換 に 係 る 改 修 等 を 行 い た い 場 合 は、こ の 機 会 で の 意 思 表 示 を い た だ く 必 要 が あ り ま す の で ご 了 承 く だ さ い。

記

- 1 提出期限 令和6年9月6日(金)
- 2 報告内容 医療療養病床転換に係る状況調査
- 3 提出方法 **電子申請システム**

※下記 URL または右記コードからアクセスしてください。

(<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/surveys/6822392548059726182>)

※大分県ホームページからもアクセスできます。

トップページ>組織からさがす>福祉保健部>国保医療課>「病床転換助成事業について」



担 当 : 保 険 医 療 指 導 班 小 山
電 話 : 097-506-2764 (直 通)
メー ル : a12350@pref.oita.lg.jp

留 意 事 項

1. 病床転換助成事業について

都道府県が高齢者の医療の確保に関する法律附則第2条の規定に基づいて行う病床転換の円滑な実施を支援することにより、都道府県における医療の効率的な提供を推進し、もって、国民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図ることを目的としている。

2. 計画の対象となる病床

- ①医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床（介護療養病床を除く。）
- ②医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床のうち、療養病床とともに転換を図ることが合理的であると考えられるもの

3. 整備区分及び整備内容

整備区分	整備内容
改 修	療養病床を有する既存の病院等を本体の躯体に及ばない屋内改修（壁撤去等）で整備
改 築	療養病床等を有する既存の病院等を取り壊して、新たに施設を整備
創 設	療養病床等を有する既存の病院等を取り壊さずに、新たに施設を整備

4. 本調査について

- ・令和6年9月6日（金）までにご回答ください。期限までのご提出が難しい理由がある場合は、担当までご連絡ください。
- ・医療療養病床を有しない場合も、調査にご協力ください。
- ・新電子申請システムによるご回答を原則とさせていただきますが、アクセスが出来ない等の理由によって難しい場合は、別途、調査票をメールでお送りください。
※調査票は、大分県ホームページ上に掲載しています。メール等で調査票を送付してほしい等のご要望がありましたら、担当までご連絡ください。